

JAPAN INTELLECTUAL PROPERTY ASSOCIATION

ASAHI SEIMEI OTEMACHI BLDG.18F
6-1 Otemachi 2-chome
Chiyoda-ku Tokyo, 100-0004, JAPAN



TEL: 81 3 5205 3321
FAX: 81 3 5205 3391
URL: <http://www.jipa.or.jp/>

2017年4月21日

中華人民共和国
環境保護部 ご担当者様

一般社団法人日本知的財産協会
常務理事 森 誠司

パブリックコメント《生物遺伝資源へのアクセスと利益配分に関する管理条例(案)》 に関する意見書

拝啓、時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

私ども日本知的財産協会は、1938年に日本において設立された知的財産の保護、促進に関する民間のユーザ団体で、日本の主要企業約940社を擁する協会として、世界における知的財産制度、その運用改善について、適宜、意見、提言等を関係先に提出しております。

(<http://www.jipa.or.jp/english/index.html>)

さて、表記の草案に関し、次ページの通り、日本知的財産協会からの意見を提出致します。ご検討の程、よろしくお願い申し上げます。

また、JIPAは、本件意見提出の機会に対し、中華人民共和国環境保護部に感謝すると共に、本件意見に関してご質問がありましたら、遠慮なくご連絡いただければ幸いです。

敬具

お問い合わせ先：
一般社団法人日本知的財産協会
事務局長代行 西尾 信彦
TEL: 81-3-5205-3433
FAX: 81-3-5205-3391
Email: nishio@jipa.or.jp

附件 3

修改意见建议格式

序号	条款	修改建议	主要理由	备注
1	29 条	仮に生物遺伝資源のアクセス及び利益分配に関する法的証明書を提出するのであれば、例えば特許出願から特許付与までの間等、出願人に必要な情報を提供することに十分な一定期間の猶予を認めることを強く提言する。	出願人は先願主義のもと可能な限り早く特許出願を行う必要があるため、特許出願時にそれを提出することを要求されるのは過度の負担となります。	特にこの条項に期限を明記してほしいわけではなく、仮に期限を決める場合には出願時に提出を求めることはやめていただきたい。
2	20 条	中国国内において中国主体と協働で研究開発を行うという義務 (shall) を努力義務 (may) に変更いただきたい。	この条項が義務ということであれば中国特許法第 20 条による中国における第一国出願義務または秘密保持審査義務の選択となり、中国以外の企業にとっては特許出願の支障となる。	